

○弘前地区環境整備事務組合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例

昭和46年6月7日条例第3号

改正	昭和48年3月30日	条例第2号
	昭和49年12月20日	条例第3号
	昭和50年3月31日	条例第1号
	昭和51年12月21日	条例第3号
	昭和52年12月21日	条例第4号
	昭和53年12月21日	条例第3号
	昭和54年12月28日	条例第4号
	昭和56年7月21日	条例第1号
	昭和58年12月27日	条例第2号
	昭和60年3月26日	条例第1号
	昭和61年12月20日	条例第2号
	昭和63年12月20日	条例第2号
	平成元年12月22日	条例第2号
	平成2年7月2日	条例第2号
	平成2年12月21日	条例第3号
	平成4年12月22日	条例第3号
	平成5年6月28日	条例第1号
	平成6年3月25日	条例第1号
	平成6年12月26日	条例第2号
	平成7年12月26日	条例第1号
	平成8年12月27日	条例第2号
	平成9年12月26日	条例第2号
	平成11年12月22日	条例第1号
	平成15年3月26日	条例第1号
	平成16年4月1日	条例第1号
	平成18年2月27日	条例第1号
	平成18年3月27日	条例第2号
	平成19年2月22日	条例第1号
	平成20年11月18日	条例第4号
	平成25年9月30日	条例第1号
	平成28年2月24日	条例第2号
	令和7年11月26日	条例第3号
	令和8年2月18日	条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、弘前地区環境整備事務組合議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに次に掲げる職にある者に対する報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法に関して必要な事項を定めるものとする。

(1) 管理者及び副管理者

(2) 監査委員

(議員報酬)

**第2条** 議会の議員に対する議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の議員報酬は、出務の日数に応じ、その都度支給する。

(監査委員の報酬)

**第3条** 監査委員に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。

2 前条第2項の規定は、報酬の支給について準用する。  
(費用弁償)

**第4条** 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者がその職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、次に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 議会の議員並びに第1条第1号及び第2号に掲げる職 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例(平成18年弘前市条例第36号。以下「弘前市条例」という。)第3条第2項第1号の適用を受ける者の例により算定した額

(2) 前号に掲げる職以外の職 弘前市条例第3条第2項第2号の適用を受ける者の例により算定した額

(この条例に定めがない事項)

**第5条** この条例に定めるもののほか、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに第1条各号に掲げる職にある者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその他の非常勤の委員又は職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法については、弘前市条例の適用を受ける者の例による。

#### 附 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和48年3月30日条例第2号)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、弘前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年弘前市条例第4号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例別表第2の規定は、施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和49年12月20日条例第3号)

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和50年3月31日条例第1号)

1 この条例は、弘前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(昭和50年弘前市条例第18号)の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例(以下「新条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和51年12月21日条例第3号)

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和52年12月21日条例第4号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年12月規則第4号により、昭和53年1月1日から施行)

**附 則** (昭和53年12月21日条例第3号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和54年12月28日条例第4号)

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和56年7月21日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年7月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例の規定に基づいて昭和56年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に議会の議員及び監査委員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

**附 則** (昭和58年12月27日条例第2号)

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和60年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年12月20日条例第2号)

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年12月20日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年10月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例の規定に基づいて昭和63年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に議会の議員及び監査委員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

**附 則** (平成元年12月22日条例第2号)

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

**附 則** (平成2年7月2日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、

当該旅行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

**附 則**（平成2年12月21日条例第3号）

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

**附 則**（平成4年12月22日条例第3号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

**附 則**（平成5年6月28日条例第1号）

この条例は、弘前地区環境整備事務組合理約の一部を変更する規約（平成5年青森県指令第2531号）の施行の日（8月12日）から施行する。

**附 則**（平成6年3月25日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年12月26日条例第2号）

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

**附 則**（平成7年12月26日条例第1号）

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

**附 則**（平成8年12月27日条例第2号）

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月26日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年12月22日条例第1号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月26日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年12月24日条例第1号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月27日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年2月22日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年11月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月30日条例第1号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年2月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

**附 則**（令和7年11月26日条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

**附 則**（令和8年2月18日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の弘前地区環境整備事務組合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条第1項関係）

区 分	議員報酬の額
議会の議員	日額 10,000円

別表第2（第3条第1項関係）

区 分	報酬の額
監査委員	日額 10,000円